

「学校の新しい生活様式」に対応した
桐生市立学校教育活動マニュアル (R3.4月版)



キノピー

地域の感染状況に応じて感染リスクを低減する工夫をしながら、
子どもたちにとって必要な教育活動を進めていきましょう！

桐生市教育委員会

令和3年4月12日 現在

■基本方針

- 桐生市においては、コロナ禍においても、できる限り子どもたちの学びを保障するため、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～『学校の新しい生活様式』～」における行動基準と、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を参考に、適切な感染防止対策を講じながら教育活動を実施することを基本方針とする。

- 各学校・園（以下「各校園」）では、感染症対策の3つのポイントである「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」を踏まえ、「新しい生活様式」を積極的に実践し、幼児・児童生徒、家族、教職員の健康観察の徹底、手洗いや咳エチケットなどの徹底、運動や各行事をはじめとしたバランスのとれた教育活動の実施や幼児・児童生徒の心身のケア、家庭での栄養や睡眠等の配慮などを重点とした取組を行う。

- 各校園では、本マニュアルで示した対応を基本とし、**学校(園)規模等の実情に応じた教育活動を計画・実施する**。また、感染防止対策について、学校(園)医や学校(園)歯科医、学校(園)薬剤師等に相談し助言を受けるなど、連携して対応する。

- 昨年度の取組において、各校園内に陽性者が発生した場合でも、濃厚接触者を出さない対策をとっていたことで、感染の拡大を防ぐことができています。このことについて、各校園内で共通理解をし、継続して留意する。
※**濃厚接触者**（厚生労働省の定義）
『必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上の接触』

- 本マニュアルは、令和3年4月12日現在のものであり、感染状況等の変化により、桐生市として新たに対応が必要となった場合は、別途各校園長あてに通知する。

本マニュアルについては、現在の感染状況等から、従来の教育活動マニュアルの変更点や追加の内容について掲載しています。

■学校での対応

登下校時

- 登校したら、石けんで手洗いを実施する。
- 登校時に家庭での検温結果及び健康状態について確認し、家族の健康状態を含めた児童生徒一人一人の健康観察を徹底する。
※発熱の目安は、37度以上又は平熱+0.5度とする。
- 「健康観察カード」忘れ等で体調の確認ができない場合は、別室等で検温及び健康観察を行う。
- マスク着用を原則とする。熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合などは、マスクを着用しなくてもよい。

学校生活

- マスクは、体育での運動場面などを除いて、着用を原則とする。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合などは、マスクを着用しなくてもよい。
- マスクを着用していない場合は、他者との距離を十分に保ち、近距離での会話を控えたり、咳エチケットを徹底したりすることを指導する。
- マスクを正しく装着（鼻と口の両方を確実に覆う）できるよう指導する。
※マスクの色やデザイン等は指定しない。

(衛生管理マニュアルP.41～43 参照)

- 手すりやドアノブ、スイッチ等、児童生徒が多く使用する場所は、1日に1回は消毒をする。

(衛生管理マニュアルP.28～31 参照)

授業中

- 教室は、常時換気を行う。エアコン使用時も、1時間に1回以上の2方向喚起を行う。
- 室温の変化による健康被害が生じないように、児童生徒に室温に応じた服装を心がけるよう指導する。

(衛生管理マニュアルP.20、34～38 参照)

□以下のような学習活動については、適切な感染防止対策を講じた上で、各校の状況に合わせて可能な範囲で実施する。

- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

※合唱を行う際はマスクを着用することとし、前後左右ともに2メートル（最低1メートル）空ける。また、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。

（令和2年12月10日文科科学省通知 参照）

- ・図画工作、美術における「児童生徒が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・各教科等で行う「グループワーク」や「一斉に大きな声を出す活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理などの実習」（感染状況により中止する場合あり）

□次の活動は、当面は行わないこととする。

- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

□体育、保健体育の授業においては、運動中のマスクの着用は要しないが、感染リスクを避けるため、児童生徒の間隔を十分に確保する。

（令和2年5月21日スポーツ庁事務連絡 参照）

給食時

□給食の配膳を行う児童生徒や教職員は、下痢や発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、手指の確実な洗浄（または消毒）等を点検する。なお、配膳時は必ずマスクを着用する。

□給食の前後に石けんによる手洗いを実施する。

□配膳前には配膳台の消毒を行うとともに、食べる際には机にナプキン等を敷くようにする。

- 食べる際は、机を向かい合わせにしない、会話を控える、マスクを外している時間をできるだけ短くするなど、飛沫を飛ばさないよう注意する。
- 食事後は、マスクを着用する。

清掃活動

- 清掃活動は、換気を行いながら、マスクを着用した上で行う。
- 清掃活動は、ほうきなど共用の道具を使用することが多いため、終了後は、必ず石けんによる手洗いをする。**(衛生管理マニュアルP.28～29、53 参照)**

学校行事等

- 学校行事等は、実施時期（準備期間を含む）の状況、各行事の特性等に応じた感染防止対策を講じた上で実施（縮小実施も含む）する。
- 実施が難しい場合は延期又は中止とすることを各校で判断する。

部活動等

- ※部活動等の実施や対応は、市内及び県内の感染状況の変化により対応を随時検討する。
- 活動時間は、部活動方針に定める時間の範囲内とする。なお、状況によっては短時間にする。
- 休日の活動は、参加前に自宅で検温する等健康観察を行い、体調の悪い児童生徒は参加させない。
- 児童生徒が密集したり、組み合ったりするなど、身体接触を伴う活動は当面行わない。
- 対外試合等の実施は、市内及び県内の感染状況等に応じて判断し、市教委より各学校あてに連絡する。

いじめや偏見、差別等の防止

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者等、また、その家族等に対する誤解や偏

見に基づく差別につながるような言動、「距離をとる」ことを理由とするようないじめなどは、断じて許されないものである。新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識について、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このようないじめや偏見、差別等が生じないようにする。

(衛生管理マニュアルP.10 参照)

その他

- これまでの事例から、たとえ校内に感染者がいた場合でも、「新しい生活様式」に基づき、感染防止の3つの基本（①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い）にしっかりと取り組んでいることで、校内での感染拡大を防ぐことができている。引き続き児童生徒への指導を徹底する。
- 感染が心配で登校を控えさせたいと保護者から相談があった場合は、まずは事情をよく聴取し、学校で講じる感染防止対策について十分に説明する。そのうえで、保護者の不安がある場合は、指導要録上「出停・忌引等」として記録し、欠席とはしない。

■家庭へのお願い

- 家庭においても児童生徒が「新しい生活様式」を実践できるよう啓発する。
- 家族の検温も実施し、健康状態にも気を付け、発熱や風邪の症状等があるなど、体調が悪い家族がいる場合は、登校を控えさせる。その場合は、「出停・忌引等」として扱う。
- 児童生徒や同居の家族が濃厚接触者となった、または風邪の症状等により医師の勧めでPCR検査等を受けることになった場合は、必ず学校へ連絡する。(休日の場合は市役所☎46-1111)

■児童生徒や教職員が感染した場合や感染が疑われる場合の対応

- 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、症状がなくなるまでは

- 自宅で休養するよう指導する。その場合は、「出停・忌引等」として扱う。
- 児童生徒や教職員の陽性が確認された場合は、市や県の衛生部局と連携して、専門的立場からの指導・助言を受けながら、状況に応じた判断（閉鎖等とするか、その場合、措置の期間など）や対応（教室や当該児童生徒が活動した範囲の物品等の消毒など）を行う。
 - 感染した児童生徒は、桐生保健福祉事務所（桐生保健所）の指示に従って、必要な期間（保健所が指示する）を出席停止とする。教職員も同様とし、出勤を認めない。
 - 児童生徒が濃厚接触者となった場合は、PCR検査等の結果で陰性が出た場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間は出席停止とする。
 - 教職員が濃厚接触者となった場合にも、PCR検査等の結果で陰性が出た場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間は出勤を認めない。
 - 感染者や濃厚接触者となった児童生徒、その家族の情報の取扱いについては細心の注意を払い、偏見やいじめなどが起きないように留意する。

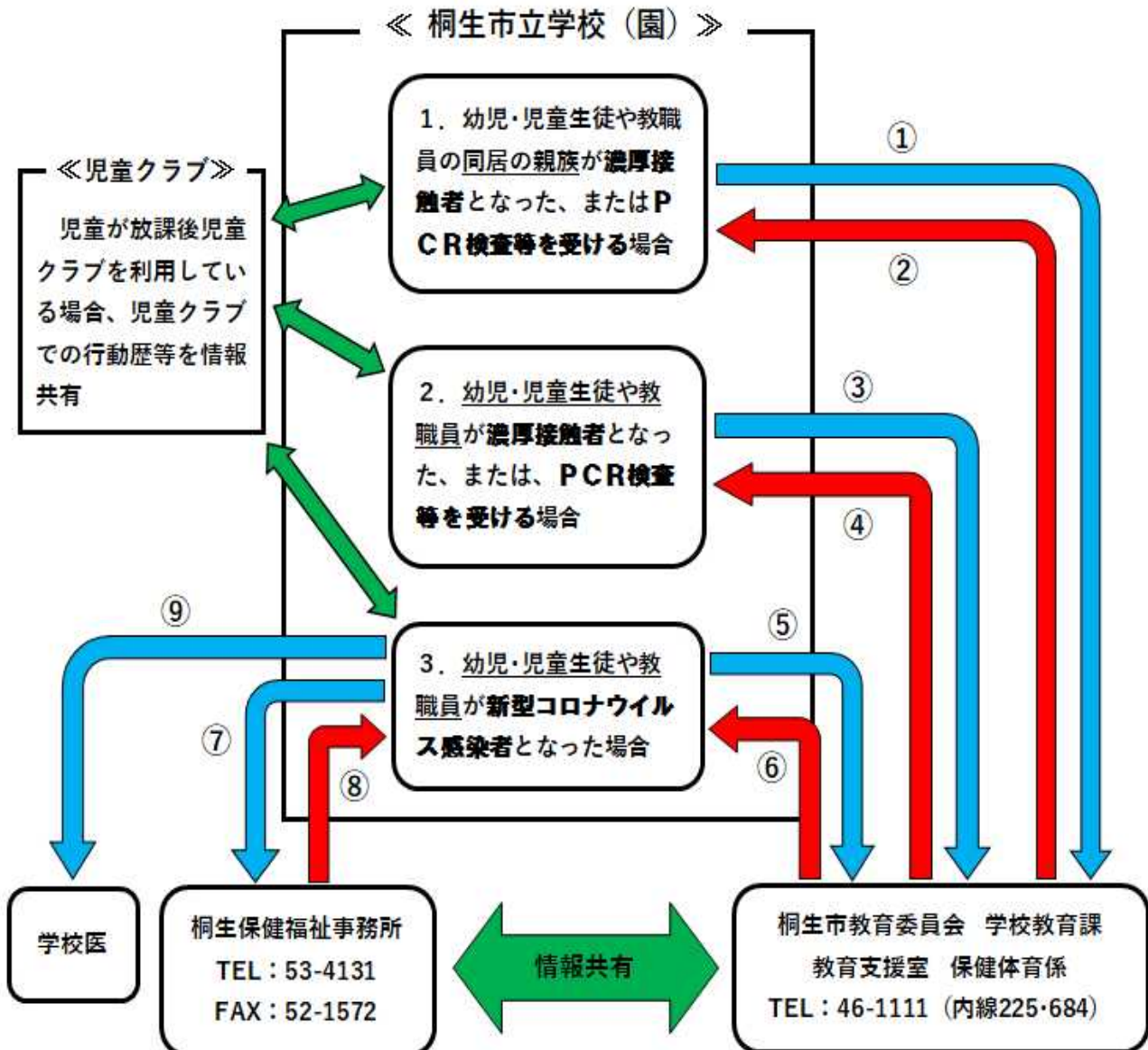
**桐生市立学校（園）において新型コロナウイルス感染者（濃厚接触者）等
が発生した場合の連絡・対応について** 【令和3年4月 日現在】

桐生市教育委員会

標記の件について、

1. 幼児・児童生徒や教職員の同居の親族が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受ける場合
2. 幼児・児童生徒や教職員が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受ける場合
3. 幼児・児童生徒や教職員が感染者（PCR検査等で陽性）となった場合

それぞれの段階に応じた各学校（園）での初期対応について、フロー図にまとめましたので、御活用ください。



【1. 幼児・児童生徒や教職員の同居の親族が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受ける場合】

①	<p>学校(園) → 市教委</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童生徒や教職員の同居の親族が、濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受けることを報告。 ・ 同居の親族が受けるPCR検査等の日程、検査結果等を報告。
	<p>市教委 → 学校(園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同居の親族のPCR検査等の日程、検査結果等について、報告を依頼する。 ・ 今後、濃厚接触者に特定される場合があるため、事前に当該幼児・児童生徒や教職員の学校(園)での行動歴等について記録しておくよう依頼する。 ・ 小学校において、放課後児童クラブを利用している児童が、濃厚接触者となる疑いがある場合、児童クラブでの行動歴や接触者等について、学童担当者と情報共有を図るよう依頼する。 ・ <u>同居の親族がPCR検査等で陽性となった場合、幼児・児童生徒または教職員が濃厚接触者となる可能性が高く、幼児・児童生徒または教職員に症状がある場合は、症状が出始めた日の2日前から、無症状の場合は、検査日の2日前からの行動歴等が必要となることを伝える。</u> ・ 同居の親族のPCR検査等の結果が出るまで、幼児・児童生徒は「出席停止」。教職員は「出勤を控えてもらう」ことを確認する。その際のサービス対応は「特別休暇」。 ・ PCR検査等で陰性だった場合、翌日から「登校(園)・出勤可」。 ・ 同居の親族が、手術等で事前にPCR検査等を受けることになった場合は、登校(園)・出勤して差し支えない。

【2. 幼児・児童生徒や教職員が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受ける場合】

③	<p>学校(園) → 市教委</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童生徒や教職員が濃厚接触者となった、またはPCR検査等を受けることを報告。 ・ PCR検査等の日程、検査結果等を報告。
	<p>市教委 → 学校(園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCR検査等の日程、検査結果等について、報告を依頼する。 ・ 陽性者との接触歴、学校(園)での行動歴等について記録しておくよう依頼する。 ・ 小学校において、放課後児童クラブを利用している児童が、濃厚接触者となった場合、児童クラブでの行動歴や接触者等について、児童クラブ担当者と情報共有を図るよう依頼する。 ・ <u>※発熱等の体の不調が始まった日の2日前、また、無症状の場合は、検査日の2日前からの行動歴等について、令和3年4月5日付け通知「新型コロナウイルス感染症に関する検査等の報告について」に添付した様式1・様式2を参考に記録をとっておくよう依頼する。</u> ・ PCR検査等で陰性だった場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間、幼児・児童生徒は「出席停止」。教職員は「出勤を認めない」ことを確認する。その際のサービス対応は「特別休暇」。 ・ ☆濃厚接触者ではないが、風邪症状等により医師の勧めでPCR検査等を受けることになった場合、または、体調に不安を感じ、個人的にPCR検査等を受けることになった場合、結果が出るまで幼児・児童生徒は「出席停止」。教職員は「出勤を控えてもらう」ことを確認する。その際のサービス対応は「特別休暇」。→ PCR検査等で陰性だった場合、風邪症状等がなく体調面に心配がないことを前提に、翌日から「登校(園)・出勤可」。 ・ 濃厚接触者ではないが、手術等で事前にPCR検査等を受けることになった場合は、登校(園)・出勤して差し支えない。

【3. 幼児・児童生徒や教職員が感染者（PCR検査等で陽性）となった場合】

⑤	学校（園） → 市教委
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童生徒や教職員が感染者（PCR検査等で陽性）となったことを報告。 ・ 詳細について、記録（様式1・様式2）した内容等をメール等で報告。 ・ 桐生保健福祉事務所（以下、桐生保健所）から受けた指導助言の内容を報告。
⑥	市教委 → 学校（園）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染状況について、桐生保健所及び学校医に報告し、指導を仰ぐよう指示する。 ・ 令和3年4月5日付け通知「新型コロナウイルス感染症に関する検査等の報告について」に添付した報告様式（様式1・様式2）の提出を依頼する。 ・ 臨時休業等の措置について、桐生市対策本部で検討し、指示する。期間については、学校（園）の消毒及び桐生保健所による濃厚接触者の特定が終わるまで（2～3日）を一つの目安とし、それ以降の休業の延長等は、別途協議し、追って連絡することを伝える。 ・ 臨時休業等の措置について、報道提供される前に、必ず保護者へ周知（各校のふれあいメール、保護者宛通知等）するよう指示する。 ・ 幼児・児童生徒は、PCR検査等で陰性となるまで「出席停止」、教職員は「出勤を認めない」ことを確認する。その際のサービス対応は「病気休暇」。
⑦	学校（園） → 桐生保健所
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者の行動歴等について報告し、指導助言を受ける。
⑧	桐生保健所 → 学校（園）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の消毒、濃厚接触者の特定など、調査への協力を依頼。
⑨	学校（園） → 学校医
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者及び感染状況について報告し、指導助言を受ける。

【4. その他（追記）】

- ※ 濃厚接触者の目安 : 新型コロナウイルス感染者の発症前2日～欠席するまでの期間に、その感染者と、必要な感染予防策なしで、1m以内で15分以上接触した人。
- ※ 濃厚接触者の特定及び当事者への連絡等については、桐生保健所から各学校（園）に対して、行動歴等の情報と幼児・児童生徒名簿等の提供依頼があり、原則として、桐生保健所が直接、当事者へ連絡を入れるので、各学校（園）から、濃厚接触者の特定及び報告を保護者に連絡することはない。
- ※ 桐生市教育委員会では、幼児・児童生徒や教職員が感染者となった場合、桐生市対策本部会議にて、臨時休業の期間や実施方法等について検討し、各学校（園）へ伝える。
また、東部教育事務所や桐生市みどり市学校保健会会長からも指導・助言をいただき、各学校（園）へ伝える。

■「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準について

本マニュアルでは、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」における行動基準及び群馬県『社会経済活動再開に向けたガイドライン』の警戒度と行動基準を参考に、地域の感染レベルを考慮した対応について記述している。

しかしながら、感染状況が日々変化していること、群馬県が示す警戒度と学校の行動基準が当初と大きく変わっていることなどから、一概に地域の感染レベルと学校の行動基準を結びつけることができない状況になっている。

従って、令和3年4月1日現在においては、下部記載の「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」にある「レベル2」相当の対応が基準となると考えるが、それに加え、感染状況や各校園の状況を踏まえた対応の検討が必要になる。

なお、衛生管理マニュアルに記載されている行動基準は下部記載のとおりであるが、今後も、必要に応じて感染防止対策等について市教委から各校園へ伝えていく。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（衛生管理マニュアルより）

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の間隔を取る	収束局面では、感染リスクの低い活動から徐々に実施 拡大局面では、感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施